

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 20 年 11 月 21 日 (金) 第 8 0 4 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (752) (指導管理課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (753) (福祉保健課) 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (754) (〃) 2 生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (755) (〃) 3 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定 (756) (住宅政策課) 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (757・758) (経営支援チーム) 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (759・760) (森林保全課) 6 遊漁規則の変更の認可 (761) (水産課) 7 一般国道の区域の変更 (762) (道路企画課) 9 一般国道の供用の開始 (763) (〃) 9 自動車専用道路の区域の指定 (764) (〃) 9 県営土地改良事業計画の変更 (765) (道路建設課) 10 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (766) (東部総合事務所県民局) 10 開発行為に関する工事の完了 (767) (東部総合事務所生活環境局) 11 土地改良区の役員の就退任 (768) (東部総合事務所農林局) 11 指定居宅サービス事業者の廃止 (769) (中部総合事務所福祉保健局) 12
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (21) (教育総務課) 12
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 13
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (企業局経営企画課) 15

告 示

鳥取県告示第752号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人を廃止したので、告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成20年11月7日	鳥取市戎町471	日本海信販株式会社

鳥取県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目101	平成20年10月1日
鳥取ペインクリニック	鳥取市戎町419	〃
鳥取北クリニック	鳥取市賀露町461	〃
つくし薬局	鳥取市桜谷367-2	〃
紀の川薬局	米子市上福原五丁目12-63	〃
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目19	〃
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目9-13	〃
二部診療所	西伯郡伯耆町二部652-1	平成20年10月7日
中井こどもクリニック	鳥取市桜谷367-1	平成20年10月21日
かたやま心の健康クリニック	米子市長砂町54-13	平成20年10月25日

鳥取県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-------

社会医療法人明和 会医療福祉センタ ー	鳥取市東町三丁目307	渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	平成20年10月1 日
〃	〃	ウェルフェア北園渡 辺病院	鳥取市覚寺181	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ー	鳥取市東町三丁目307	渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	平成20年10月1 日
〃	〃	ウェルフェア北園渡 辺病院	鳥取市覚寺181	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ー	鳥取市東町三丁目307	渡辺病院居宅介護支 援事業所	鳥取市東町三丁目307	平成20年10月1 日

鳥取県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
野津医院	鳥取卯垣四丁目101	平成20年9月30日
ノヅ医院	鳥取市国府町宮下278	〃
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目19	〃
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目9-13	〃
紀の川薬局	米子市上福原五丁目12-63	〃
二部診療所	西伯郡伯耆町二部1554-4	〃

鳥取県告示第756号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿五丁目11-4
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都新宿区新宿五丁目11-4
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成20年12月1日

鳥取県告示第757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー米子北店
米子市西福原九丁目1287-6 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 ナンバ米子店
変更後 ラ・ムー米子北店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ナンバ 岡山県津山市材木町1328-25 代表取締役 難波 榮
変更後 株式会社ナンバ 岡山県津山市材木町1328-25 代表取締役 難波 榮
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704-5 代表取締役 大賀 昭司
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目38-1 代表取締役 才津 達郎
- 3 変更年月日
平成20年11月28日
- 4 変更する理由
既存店舗の閉店に伴い新たな小売店舗を誘致するため
- 5 届出年月日
平成20年11月7日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成20年11月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第758号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー米子北店

米子市西福原九丁目1287-6ほか

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 20台

変更後 46台

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 51.5m³（紙類等45m³ 不燃物等6.5m³）

変更後 52.1m³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

変更後 終日営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前7時から午後9時30分まで

変更後 終日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 変更前 5か所

変更後 6か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前9時から午後6時まで

変更後 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

平成20年11月28日

- 4 変更する理由
既存店舗の閉店に伴い新たな小売店舗を誘致するため
- 5 届出年月日
平成20年11月7日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成20年11月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第759号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の1、295の3から295の75まで、296の1から296の5まで、297、298の1、298の2、字大平299、300の1、301、302の1、302の2、字樋ノ谷北平305の1、308から310まで、311の1、312の1、字樋ノ谷奥313から315まで、316の1、316の2、317、318の1、320、321の1、321の2、322、字使混タワ125、127、字椎木谷123の1、字樋ノ谷136から138まで、140の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

鳥取県告示第760号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町西谷字上細尾651の1、字平左右衛門釜642の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第761号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党323-1
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る変更の内容
日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 略

2 略

3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により行つてはならない。

区 域	期 間
日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	略
略	
略	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ	略		
こい	略		
やまめ(さくらますを含む。)	中学生	年間	1,050円
あまご(さつきますを含む。)	身体障害者(手帳所持者に限る)	年間	1,575円
いわなにじます			
うなぎ			

3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 第2条第1項の承認を受けた遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2及び3 略

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 略

2 略

3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により行つてはならない。

区 域	期 間
日野郡日南町生山における生山橋上流端から800メートル下流の桜原橋下流端までの区域	略
略	
略	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ	略		
こい	略		
やまめ(さくらますを含む。)	中学生	年間	1,000円
あまご(さつきますを含む。)	身体障害者(手帳所持者に限る)	年間	1,500円
いわなにじます			
うなぎ			

3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2及び3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成20年11月21日

鳥取県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年11月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	変更前	岩美郡岩美町大字陸上字平磯1853-1地先から同大字字五輪谷270-1地先まで	9.2~80.5	1,947.0
	変更後	岩美郡岩美町大字陸上字神谷1989地先から同大字字五輪谷270-1地先まで	11.9~138.6	1,580.0
		岩美郡岩美町大字陸上字平磯1853-1地先から同大字字下向山1630-1地先まで	9.2~80.5	1,768.0

鳥取県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年11月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字陸上字神谷1989地先から同大字字五輪谷270-1地先まで	平成20年11月24日

鳥取県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年11月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上字神谷1989地先から同大字字下向山312地先まで	平成20年11月24日

鳥取県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業広留野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成20年11月21日から同年12月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
八頭町役場及び若桜町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第766号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年1月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成20年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人気多の榎
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
森本 健一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市気高町宝木1562-130
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域の人と人との関わり合いを重要視した上で、地域の労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域資源を最大限に活用し、その中で当地の最大の資源である「温泉と貝がら節」を中心としたまちづくり展開を地域の住民主体で進めることで、地域との共生を図りながら地域福祉に貢献することを目的とする。
個人主義が叫ばれる世の中であって、地域のよさ、ふれあい、支えあいを復活すべく「コミュニティ・ビジネス」について研究調査啓発に関する事業等を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業、役員定数、総会の権能及び理事会の権能等

鳥取県告示第767号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成20年11月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 開発許可の年月日及び番号

平成20年6月18日 鳥取県指令第200800047782号

2 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取県岩美郡岩美町大字新井字肱曲り

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳一丁目103

鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 近藤 儀徳

鳥取県告示第768号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり勝谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年11月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 田 成 幸	鳥取市鹿野町岡木80
〃	谷 口 章	鳥取市鹿野町岡木432-2
〃	石 田 幸 夫	鳥取市鹿野町乙亥正257
〃	山 本 一	鳥取市鹿野町乙亥正244-11
〃	清 水 実	鳥取市鹿野町岡木123
〃	大 角 高 義	鳥取市鹿野町岡木186-5
〃	大 角 寛 晃	鳥取市鹿野町岡木196-2
〃	田 中 佑 一	鳥取市鹿野町岡木99
〃	徳 岡 正 寛	鳥取市鹿野町岡木83
〃	谷 川 広 行	鳥取市鹿野町岡木63
〃	高 木 新一郎	鳥取市鹿野町岡木511
〃	高 田 英 祐	鳥取市鹿野町岡木508
〃	飯 田 耕一郎	鳥取市鹿野町中園186
〃	井 上 至 孝	鳥取市鹿野町中園33
監 事	高 田 稔 長	鳥取市鹿野町岡木57
〃	高 木 昭 穂	鳥取市鹿野町岡木479-1
〃	飯 田 伊知郎	鳥取市鹿野町中園183

平成19年4月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 高 田 稔 長 鳥取市鹿野町岡木57
 // 田 中 瑞 穂 鳥取市鹿野町岡木521
 // 徳 岡 義 則 鳥取市鹿野町岡木45
 // 井 上 至 孝 鳥取市鹿野町中園33
 // 渡 邊 勝 鳥取市鹿野町岡木498
 // 木 下 和 彦 鳥取市鹿野町岡木108
 // 山 根 公 徳 鳥取市鹿野町岡木44
 // 国 森 栄 一 鳥取市鹿野町乙亥正242-1
 // 渡 辺 正 義 鳥取市鹿野町中園172
 // 恩 田 豊 鳥取市鹿野町岡木126
 // 山 下 正 徳 鳥取市鹿野町岡木114
 // 山 田 勝 茂 鳥取市鹿野町乙亥正244-18
 監事 徳 岡 正 寛 鳥取市鹿野町岡木83
 // 桐 谷 美 幸 鳥取市鹿野町岡木421
 // 渡 辺 孝 志 鳥取市鹿野町中園178

平成20年10月26日就任 任期4年

鳥取県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社ヨシダ・メデイカルサービス 代表取締役 吉田 敏	東伯郡琴浦町 大字浦安233 -4	有限会社ヨシダ・メデイカルサービス	東伯郡琴浦町大 字浦安233-4	福祉用具貸与	平成20年10月 30日

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第21号**

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成20年11月21日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成20年11月22日（土）午前10時～

- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 鳥取県情報公開条例の一部改正について
- (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月3日付鳥取県告示第663号）の内容
（告示の内容）

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

武森 勇	鳥取市河内字大山葵1326
徳田 菊蔵	鳥取市河内字大山葵1329の1
武森 政一	鳥取市河内字大山葵1329の21
〃	鳥取市河内字大山葵1329の22
加藤 哲也	鳥取市河内字大山葵1331
〃	鳥取市河内字大山葵1331の1
武森 勇	鳥取市河内字大山葵1333（次の図に示す部分に限る。）
徳田 菊蔵	鳥取市河内字大山葵シャリ谷奥1332
小谷 正	鳥取市河内字間賀谷1458の33

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

田中 清光	鳥取市榎原字牧谷奥蔭平1079の2
宮本 平蔵	鳥取市榎原字鱒谷奥1236の3
加藤 秀雄	鳥取市榎原字鱒谷奥1263の1
武安 敏治	鳥取市榎原字鱒谷奥1263の2
武森 勇	〃
宮本 平蔵	鳥取市榎原字鱒谷奥1263の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮本 平蔵	鳥取市榎原字鱒谷奥1236の1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	鳥取市榎原字鱒谷奥1237の1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	鳥取市榎原字鱒谷奥1248の1
竹内豊十郎	鳥取市河内字小山葵1323の2
加藤 文和	鳥取市河内字大山葵1324

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森
林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月17日付鳥取県告示第697号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

早栗 毅	東伯郡三朝町大字穴鴨字猿返1374の10（次の図に示す部分に限る。）
山西 源吾	東伯郡三朝町大字穴鴨字猿返1374の12（次の図に示す部分に限る。）

 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量

鳥取県企業局東部事務所における運転監視業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 21 年 2 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成20年鳥取県告示第184号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備又はその他の設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請を平成20年11月28日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成20年11月21日（金）から同年12月16日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成10年度以降に電気設備容量500kVA以上の施設において高圧電気設備保守点検業務を履行した実績を有する者又は水道（上水道、下水道又は工業用水道をいう。）施設若しくは中央監視制御盤を有する建築物での運転監視業務（作業現場で技術員を常時駐在させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

オ 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件のいずれかを満たす者を業務責任者として選任することが可能な者であること。なお、業務責任者は技術員を兼ねることができる。

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

(イ) 高圧電気設備の運転監視業務又は保守点検業務の実務経験が3年以上であること。

(ウ) 発電事業の運転監視業務又は保守点検業務の実務経験が3年以上であること。

カ 本件業務の履行期間中、平日の夜間及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）において、次に掲げる要件のいずれかを満たす技術員1名以上による現場常駐体制を組むことが可能な者であること。

(ア) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する第1種電気工事士免状の交付を受けている者

(イ) オの(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たす者

キ 県内に本店、支店、営業所、出張所等を有している者又は業務開始までに設置できる者であること。

ク この競争入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)の(ア)から(ウ)までのすべての要件に該当すること。

- イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエからカまでの要件に該当すること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員のうち、いずれかの者が県内に本店を有すること。
- オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の瑕疵担保責任
- (サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

ア 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課総務係

電話 0857-26-7443

ファクシミリ 0857-26-8193

イ 技術的事項に関する問合せ先

〒680-0921 鳥取市古海250

鳥取県企業局東部事務所

電話 0857-21-4788

ファクシミリ 0857-21-4824

(2) 競争入札参加資格申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成20年11月21日(金)から同年12月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku>)から入手するものとする。ただしこれによりがたい者においては、次により交付するものとする。

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成20年11月21日(金)から同年12月5日(金)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 交付場所

(1)のアに同じ。

イ 郵便による場合

平成20年11月21日（金）から同年12月2日（火）までの日（休日を除く。）に200円分の切手をはり付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、（1）のアの場所へ請求すること。

（4） 現地説明会の開催

ア 日 時 平成20年11月28日（金）（時間については、説明会に参加する者に別に連絡する。）

イ 場 所 （1）のイに同じ。

ウ 申込方法 法人等の名称、代表者の氏名及び参加希望者（各法人等2名まで）を明記の上、郵便又はファクシミリにより平成20年11月27日（木）までに、イの場所に申し込むこと。

エ 資料閲覧 業務で作成する年報等の資料を、平成20年11月21日（金）から同年12月15日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、イの場所で閲覧に供する。

（5） 郵便等による入札

不可とする。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

平成20年12月16日（火）午後1時

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室

5 入札者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の（1）のアの場所に平成20年12月5日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 落札者は、契約締結後、平成21年1月15日（木）までに入札説明書に定める現場常駐体制に関する書類を提出しなければならない。提出されない場合又は3の(1)の力の要件を満たさない場合は、契約を解除するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。